

1 置賜広域行政事務組合消防本部 (山形県)の事例

1 置賜広域行政事務組合消防本部の事例

①広域化対象地域の地勢・概要	3
②広域化実現までの手順の概要	3
③協議会設置までの手順	4
④協議会の事務の流れ	10
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項	11
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き	14
⑦広域化による具体的なメリット	15
⑧新体制移行後の課題等	16

1 広域化対象地域の地勢・概要

置賜広域行政事務組合消防本部は、山形県の内陸南部に位置する置賜地域で、東南置賜地域ともいわれ、本圏域の東部境界には奥羽山脈、南部には吾妻・飯豊の山系が連なり、周囲は山岳・丘陵で囲まれ、東は宮城県や福島県福島市と接しており、南は福島県会津地方と接しています。また、本圏域を山形県の代表河川である最上川が流れ、その流域に米沢盆地・長井盆地が形成されています。

気候は、内陸盆地特有の一日のうちの寒暖の差が大きく、夏期間は高温多湿で気温35度を超える日が続き、冬期間は、日本海からの季節風の影響で風雪の日が多く豪雪地帯となっています。

土地利用区分別では、森林が66%、農地が16%で、のどかな田園地帯をなしています。高地を利用した放牧畜産が盛んであり、特に全国的に有名な霜降りの米沢牛があります。また、米生産はもちろんのこと、さくらんぼ、りんご・ぶどう・ラフランス洋梨等の果樹生産も盛んであります。

交通網は、東京駅から山形駅を経由して新庄駅まで結ぶ山形新幹線があり、本圏域には東北新幹線福島駅から分かれて、米沢駅、高畠駅、赤湯駅の3駅で停車し、東京首都圏への所要時間が2時間弱となっています。また、道路については、福島市まで国道13号線で結ばれており、福島県会津地方と国道121号、宮城県白石市及び新潟県下越地方と国道113号線で結ばれた道路網になっています。現在、山形県を縦断する東北中央自動車道が建設中であり、福島市と米沢市を結ぶ区間には、約10kmの新栗子トンネルが平成28年に開通予定であります。

置賜広域行政事務組合（以下「本組合」）は、米沢市・長井市・南陽市・高畠町・川西町・白鷹町・飯豊町及び小国町の3市5町で構成する一部事務組合で、ごみ・し尿処理業務、養護老人ホーム運営、電算共同処理業務、死亡獣畜保冷管理業務等をおもな共同処理業務とする複合的一部事務組合となっています。

構成市町のうち、2市2町の米沢市消防本部・南陽市消防本部・高畠町消防本部及び川西町消防本部のそれぞれの単独消防が広域統合により、平成24年4月1日から置賜広域行政事務組合消防本部として発足しました。また、併せて119番通報を一括して受ける高機能消防指令センター（II型）を消防本部に新たに整備し、通信指令業務を同時に運用開始しました。

2 広域化実現までの手順の概要

山形県では、「県消防広域化推進計画」を平成20年3月に策定し、置賜地域は3市5町が広域化対象圏域の指定を受けました。平成20年7月に置賜地区の消防広域化を、本組合で検討することを決定し、平成21年4月に消防広域化推進室を設置し、広域化の推進事務を行いましたが、平成22年2月に置賜3市5町による消防広域化の将来的な必要性と重要性を認識し、段階的な広域化を考慮するものとして、当面は単独消防体制である米沢市、南陽市、高畠町及び川西町の置賜2市2町で広域化を推進することとなり、「県消防広域化推進計画」の対象地域を東南置賜と西置賜の2ブロックに変更となりました。

本組合では、置賜2市2町による消防広域化実現に向けた準備事務を進めるため、平成22年4月に今までの消防広域化推進室を消防広域化準備室として置賜2市2町の広域化のための事務を行い、「置賜2市2町消防広域化準備組織要綱」を定め具体的な準備を進めました。平成23年2月に「広域消防運営計画」を策定し、3月に本組合の共同処理業務に常備消防業務を加える県知事の規約変更許可を受け、平成23年7月の本組合議会臨時会で消防本部設置条例が可決されました。広域化準備業務については、各市町の担当者による課題の整理と広域消防体制づくりに向けた、

出動体制・組織・制度・財政等の調整作業を進め、理事会の合意を受け、本組合議会及び各市町議会の可決により、置賜2市2町は平成24年4月1日から消防広域化がスタートすることとしました。

3 協議会設置までの手順

(1) 手順の流れ及び規約の策定

本組合の消防広域化準備室で、「広域消防準備組織要綱」、「広域消防準備組織に関する規程」及び「広域消防準備組織図」の現案を作成して、関係市町職員、各消防本部職員で構成された会議で承認され理事会で合意し設置されました。

(2) 協議会の組織

組織については、表1～表3になります。

表1

置賜広域行政事務組合2市2町（米沢市、南陽市、高畠町、川西町）広域消防準備組織要綱
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、米沢市、南陽市、高畠町、川西町の2市2町（以下、「関係市町」という。）の住民の生命、身体及び財産を守り、行財政上も効果的な消防広域化を確実に実施するために必要な準備事務を進める目的とする。</p>
<p>（事務）</p> <p>第2条 前条の目的を達成するための事務は、置賜広域行政事務組合（以下、「本組合」という。）規約第3条に規定する事務とする。</p>
<p>（組織）</p> <p>第3条 第1条の目的を達成するために次の準備組織を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none">（1）消防広域化幹事会（2）専門部会 <p>（消防広域化幹事会）</p> <p>第4条 消防広域化幹事会（以下、「幹事会」という。）は、関係市町の消防の広域化に関する組織体制及び諸制度並びに事務手続き等について確認決定し、また、重要な項目について協議調整のうえ案を策定し、関係市町参与会に具申する。</p> <p>2 幹事会は、本組合事務局長が主宰し、関係市町の消防長及び企画担当課長又は防災担当課長並びに本組合事務局総務課長で構成する。</p> <p>3 会議には、前項に定める者のほか、山形県の防災担当職員をオブザーバーとして出席させることができる。</p> <p>4 会議には、必要に応じて関係職員等を出席させ、説明又は意見を求めることができる。</p>

(専門部会)

第5条 専門部会は、組織体制及び諸制度並びに事務手続き等について具体的かつ専門的に協議調整し、取りまとめを行い、幹事会に具申する。

2 専門部会は、総務、財政及び消防の3部会とする。

3 専門部会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 事務局を本組合事務局消防広域化準備室に置く。

2 事務局は、本組合事務局消防広域化準備室及び本組合事務局総務課長で構成する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 置賜広域行政事務組合広域消防検討組織要綱（平成21年4月1日制定）は廃止する。

3 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

※ 附則2の平成21年4月1日制定については、3市5町の広域消防準備組織である。

① 事務局の体制

事務局の広域化準備室の配置人員は、平成22年度については、米沢市事務職1名、南陽市消防職1名の派遣職員に本組合のプロパー職員2名の合計4名とし、平成23年度については、広域化前年であり事務量の増加に伴い4名に加え、高畠町及び川西町から各1名ずつの事務職の派遣を行い合計6名体制としました。

表2

置賜広域行政事務組合2市2町（米沢市、南陽市、高畠町、川西町）

広域消防準備組織に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、置賜広域行政事務組合2市2町（米沢市、南陽市、高畠町、川西町）（以下、「関係市町」という。）広域消防準備組織要綱（以下、「要綱」という。）第5条に規定する専門部会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(専門部会の組織等)

第2条 専門部会の名称及び構成員は、次の表のとおりとする。

部会名	総務部会	財政部会	消防部会
構成員	関係市町総務主管課、消防本部、及び本組合から推薦された職員各1名	関係市町財政主管課、消防本部、及び本組合から推薦された職員各1名	関係市町の消防本部から推薦された職員各3名

- 2 各専門部会に部会長及び副部会長各1名を置き、構成員の互選により選任する。
- 3 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(専門部会の所管)

第3条 各専門部会が所管する準備事務は、別表のとおりとする。

(専門部会の会議)

第4条 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

- 2 部会長は、専門部会の会議の議長となる。
- 3 専門部会の会議には、必要に応じて関係職員等の出席を求め、説明又は意見を求めることが出来る。

(専門部会の会議の報告)

第5条 専門部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、要綱第4条に規定する消防広域化幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、本組合消防広域化準備室が行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

置賜広域行政事務組合広域消防検討組織規程（平成21年4月1日制定）を廃止し、この規程に改める。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部会

- (1) 組織体制について
- (2) 職員数及び職員配置について
- (3) 職員の任用制度について
- (4) 階級について
- (5) 給与制度について
- (6) 退職手当について
- (7) 旅費について

- (8) 勤務時間、休暇等について
- (9) 分限及び懲戒について
- (10) 服務について
- (11) 人事管理について
- (12) 福利厚生について
- (13) 服制について
- (14) 職員研修について
- (15) 事務分掌について
- (16) 文書管理について
- (17) 消防署、分署及び出張所等の管轄について
- (18) 市町内国民保護部署と消防との連携について
- (19) 消防団について
- (20) 消防水利について
- (21) 水防について
- (22) 消防関係団体の取扱いについて
- (23) 消防職員委員会について
- (24) 安全・衛生管理について
- (25) 表彰制度について
- (26) 賞じゅつ金制度について
- (27) 消防施設整備等計画について
- (28) 自主防災育成事業について
- (29) 支援情報システム及び事務管理システムについて
- (30) 消防本部ホームページの取扱いについて
- (31) 住民からの要望対応処理制度及び広報公聴制度について
- (32) その他、総務部門に関することについて

財政部会

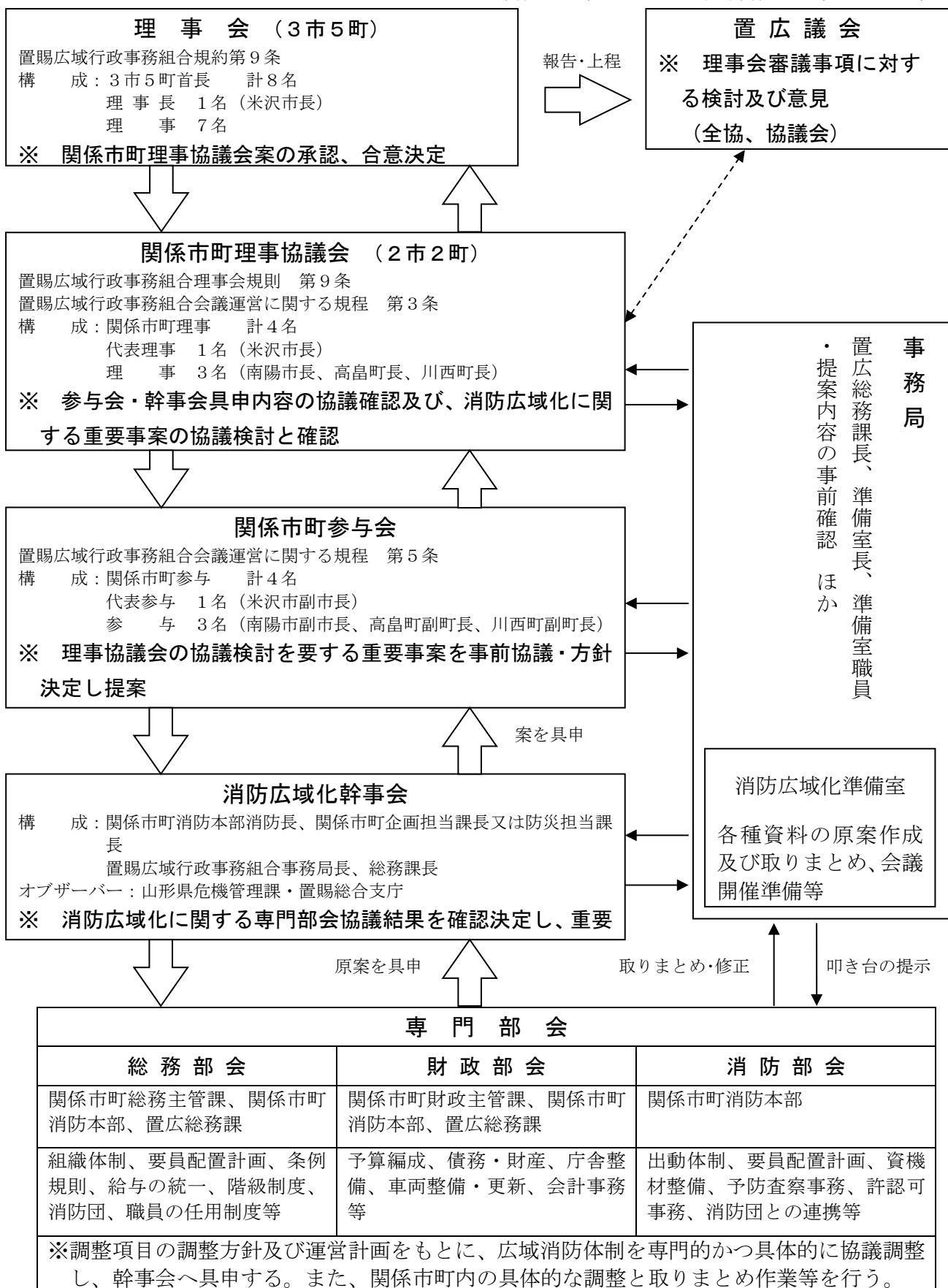
- (1) 負担金割合及び債務の取扱いについて
- (2) 財産の取扱いについて
- (3) 庁舎の整備について
- (4) 通信指令装置整備及び消防無線のデジタル化について
- (5) 統合時におけるシステム構築資機材の整備及び経費の負担について
- (6) 消防用施設の維持管理について
- (7) 支払事務、その他事務の取扱いについて
- (8) 備品管理制度について
- (9) 施設等の整備計画について
- (10) その他、財政部門に関することについて

消防部会

- (1) 各種出動体制について
- (2) 救急業務体制について
- (3) 各種催物救護警備体制について
- (4) 訓練研修について
- (5) 応急手当普及啓発事業事務の取扱いについて
- (6) 救助業務体制について
- (7) 各種内規について
- (8) 消防相互応援等について
- (9) 消防資機材整備について
- (10) 開発行為について
- (11) 警防計画について
- (12) 指令管制業務について
- (13) 消防信号（サイレン）について
- (14) 消防団指導体制について
- (15) 通信指令装置整備及び消防無線のデジタル化について
- (16) 査察事務について
- (17) 火災原因調査事務について
- (18) 危険物事務について
- (19) 建築物の許可・認可に関する消防同意事務について
- (20) 火災予防条例等に関する事務の取扱いについて
- (21) 火災予防運動に関する事業の取扱いについて
- (22) 各種証明の取扱いについて
- (23) 防火管理者資格取得事務の取扱いについて
- (24) 防火指導体制について
- (25) 外郭団体育成事務の取扱いについて
- (26) 消防年報の取扱いについて
- (27) 消防用設備等の規制に関する事務について
- (28) 液化石油ガス及び煙火消費に関する取扱事務について
- (29) その他、消防部門に関することについて

表3 置賜広域行政事務組合2市2町（米沢市、南陽市、高畠町、川西町）広域消防準備組織図

平成22年4月1日施行(平成23年5月1日改正)



②経費負担割合（平成23年度分）

ア 広域化準備室事務経費について（広域化準備事務費）

広域化準備室事務費及び職員人件費は、本組合事務局管理運営費の分担割合に準拠して、2市2町の人口割70%、基準財政需要額割20%、平等割10%とした。

イ 高機能消防通信指令センター整備について（広域化整備事業費）

高機能消防通信指令センターは、平成23年度で整備を行っているが、指令センター建屋については、1階部分がはしご車の車庫としており広域前に米沢市単独ではしご車の更新整備していることから米沢市所有として市負担、また、2階部分が高機能消防通信指令センターとなっており、通信指令装置を含めて2市2町で整備し、所有として構成市町負担とした。経費負担割合については、広域化後消防費分担割合の人口割60%、基準財政需要額割20%、平等割20%とした。

通信指令センター建屋については、米沢市と本組合との合算とし、負担割合は、米沢市約4割、本組合約6割（消防広域化構成市町）とした。

4 協議会の事務の流れ

（1）特に留意すべき点について

① 理事者の判断を要する調整項目について

調整項目の内、理事者の判断を要するものについては、理事者の合意により本組合議会に上程し可決されているが、特に注意をして原案を作成することが重要であった。

各首長を廻り説明することもあり、言葉を選び説得することが大変である。また、事前の各市町消防担当部局に説明しておくことも必要である。

理事者の判断を要する調整項目については下記の5項目である。

ア 組織体制、人員配置等について（別記）

イ 人事給与制度及び手当等の取扱い（別記）

ウ 消防団及び消防水利等業務の取扱い（別記）

エ 財政負担方法及び分担率について（別記）

オ 常備消防財産及び債務の取扱いについて（別記）

② その他の調整項目について

調整項目については、総務部会・財政部会・消防部会、合わせて70項目以上の協議事項があるため、各専門部会を計画的に開催して調整修正をして準備室で原案を作成して、4構成市町が承認・合意できるように説明していくことが重要であり、細心の注意を払うことが必要である。

（2）協議会設置の準備期間

平成20年7月に置賜地区の消防広域化を本組合で検討することを決定し、3市5町の広域化の検討を平成21年4月1日から本組合事務局に広域化推進室を設け、同時に協議会設置を行った。その後、2市2町消防広域化の確実な実施のため、平成22年4月1日に広域化準備室とし、協議会組織構成を2市2町の関係者を主として変更している。なお、協議会のメンバーについては、有識者・地域住民・各市町議会議員等は入っていない。

事務レベルでの検討、協議等を行って上程しているので、設置準備期間は短時間で済んだ。

(3) 広域消防運営計画の協議機関

広域化準備室で原案の作成を行い、消防広域準備組織図のとおり会議検討を重ね、理事会の合意、本組合議会で可決されて平成23年2月に策定した。

(4) 新体制への移行期間

広域化前の平成24年2月上旬に消防職員に内示を行い、消防職員に心身の準備を行わせた。特に指令センターに勤務予定の職員12名（1当務隔日6名の内4名勤務）及び併設の米沢署員（夜間指令勤務員）に、2月中旬から管轄内の地水利、指令装置操作の研修を行い4月1日運用開始に備えた。広域初年度であるため、各署の異動は小規模であったが、消防本部については、旧4消防本部から均等の人員配置を行った。職員への早めの内示により、新体制への移行がスムーズにできた。

5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

(1) 広域化の方式及びスケジュール

常備消防の広域化を本組合の共同処理業務とすることにより、一部事務組合方式となる。広域消防体制スタートまで2ヶ年の短期間であり、各市町及び本組合において準備すべき業務が多岐にわたっており、消防運営計画・調整項目・高機能消防指令センター整備・消防業務用パソコン整備・新規採用者試験・条例規則等制定・起債関係の業務等を重点にスケジュールを策定し確実に業務遂行をして広域化を推進した。

(2) 組織体制、人員配置等について（理事者判断事項）

理事者の判断をする調整項目として、今までの旧消防本部の署所数を踏襲して、1本部4消防署1分署3出張所の消防署所とした。

消防本部は、消防総務課、予防課、警防通信課の3課制とし総員34名で広域化をスタートすることとし、各署所全体の出動隊数は、最大で16隊の体制として、総員192名の人員配置とした。広域前の出動隊数を減ずることなく踏襲した出動体制とした。

消防職員226名（条例定数）で広域消防スタートし、平成27年度までに9名を減じ217名体制を維持するものとした。

また、本組合事務局へ消防事務執行のため3名のプロパー事務職を配置した。

(3) 職員の待遇等（理事者判断事項）

消防広域化により各市町の消防職員の身分、給料及び手当等は、統一した取扱いを定めて、士気に影響することのないように事前に説明会を開催して対応した。

職員の身分、任用、給料、諸手当、勤務形態、職務分類、職制、職階等について、調整案を提示して検討を重ね理事会で決定した。

(4) 給与調整、退職手当調整等（理事者判断事項）

① 給与調整

本組合の給与レベルについては、理事会において東南置賜2市2町の給与レベルの中間とすることで確認された。

現行の本組合職員の給与ラインは概ね、中間的なレベルにあることから、広域消防職の標準ラインは、現行の本組合職員の給与ラインをベースに設定することを基本的な考え方として、現在の市町において到達級に違いがあるが、本組合の広域消防職の標準到達級を4級とした。

また、中核的な米沢市の消防職員給料表は、行政職7級制を採用していたことから、本組合全体の組織運営上、事務局長と消防長を同格とする必要があることから、本組合の給料表についても行政職7級制とした。(平成23年度までは6級制)

消防職の給与については、広域化スタート時における号給について、現給保障を基本に切り替えを行うものとして、広域化後7年程度を目途に調整を図ることとした。

② 退職手当調整

広域化にあたっては、各市町から本組合に移行する職員は同一の身分となることから本組合に準じて、退職手当組合に加入するものとした。

広域前の4市町において、米沢市だけが退職手当組合に加入していないことから、広域時に米沢市消防職員分を米沢市が加入一時金として負担し消防職員全員が加入した。

③ 特殊勤務手当調整

特殊勤務手当については、構成市町が調整を行い廃止に向けて努力することで、理事会で合意されたため、広域化後は全廃止とした。

④ 休日勤務手当調整

消防職員の配置人数の関わりから当面支給する。

(5) 施設整備

広域化当初は、構成市町で策定済みの消防施設及び車両等の整備計画を基本とした整備を検討するが、広域消防の将来的な消防庁舎の配置、消防救急車両、消防救急無線デジタル化等については、広域化後の消防体制において検討するものとした。

理事会において平成24年4月1日に広域化することを確認されたことにより、広域化前に施設整備を検討することは、期間的に困難であったために運営計画に盛り込むことができず、広域化後の平成25年2月に「消防10か年整備計画」を策定して整備推進を図っていくこととした。

(6) 経費負担等（理事者判断事項）

① 分担方法

構成市町による広域消防を管理運営していくため、経費を構成市町が応分に負担する必要があり、財政負担の方法は、全国の一部事務組合による広域消防組織の事例及び本組合で行っている内容に基づいて、一定の分担率による負担とした。

② 分担率の割合について

消防救急の出動件数は各市町の人口規模と相関があり、消防救急行政サービスの受益者を算出する「人口割」、構成市町が広域消防運営に対して共通かつ平等に負担する「平等割」、構成市町の財政規模に応じた負担である「基準財政需要額」を、それぞれ一定の割合で反映させた。

財政負担方法及び分担率について広域化準備室で原案を提示して、調整会議を重ねて決定

されたが、構成市町における単独消防常備消防費の上限を越えないように、構成市町のすべてに財政負担にメリットが出るように考慮した。

広域消防体制の財政負担に係る経費負担は

人口割	60%	(直近の国勢調査)
基準財政需要額	20%	(直近年度の基準財政需要額)
平等割	20%	

とした。

(7) 常備消防財産及び債務の取扱いについて（理事者判断事項）

① 常備消防財産の取扱い

ア 土地については、各市町から本組合への無償貸付とする。

庁舎整備に係る新たな土地取得の取扱いについては、統合後の検討課題とする。

イ 土地以外の財産（建物・車両・備品等）については、各市町から本組合への無償譲渡とするが、債務がある場合は各市町から本組合への無償貸付を行い、債務償還完了後に無償譲渡を行うものとする。

② 債務の取扱い

統合後、統合前の各市町において引き続き返済する。

(8) 消防団・消防水利業務等との連携確保（理事者判断事項）

消防団・消防水利業務については、常備消防と非常備消防が緊密に連携しており一体的な体制の確保が重要なことから、①「自市町が行う業務・・・消防団予算、条例規則等の制定、職務の権限（決裁規程）等に関する業務」、②「各市町からの併任辞令発令を受けて広域消防が行う業務・・・各市町で、消防広域化後も継続して常備消防組織が行った方が、円滑に遂行できると考えられる消防団施設、消防水利施設の管理・調整等に関する業務」③「常備消防組織として行う業務・・・消防団と常備消防が緊密性を確保して行うべき業務及び業務内容の性格から常備消防でなければ行うことのできない業務」として各市町及び広域消防が分担して業務を行っています。なお、消防団に関する総合窓口は、これまで同様に各消防署の庶務担当部署としている。

(9) 防災・国民保護担当部局との連携確保

防災・国民保護業務は、住民の安全安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、広域化後の消防本部と構成市町等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となるため、次のような方策について、各市町及び消防団等関係組織とともに調整するものとした。

- ① 夜間・休日等における構成市町の防災業務への対応
- ② 各市町長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各市町と所在の消防署所との連携確保のための体制の整備
- ④ 防災・国民保護担当部署と消防本部との連携体制の強化

構成市町の国民保護及び災害対策体制には、消防長・消防署長・消防団長が参画していることから、消防広域化後は各市町からの併任辞令により、国民保護会議及び災害対策本部に消防長・消防署長等が参画できる体制とした。

6 新体制へ移行するまでの具体的な手続

(1) 一部事務組合の設立手続

本組合は、広域化の対象地域・地勢でも記載のとおり3市5町で構成する一部事務組合で、ごみ・し尿処理業務、養護老人ホーム運営、電算共同処理業務、死亡獣畜保冷管理業務等をおもな共同処理業務とする複合的一部事務組合となっており、消防広域化は既存組合に消防救急業務が加わることになります。

構成市町のうち、2市2町の米沢市消防本部・南陽市消防本部・高畠町消防本部及び川西町消防本部のそれぞれの単独消防が広域統合により、置賜広域行政事務組合消防本部となつた。よって、設立手続きは県知事へ消防救急業務を本組合で共同処理事務に追加する許可手続きを行つた。

(2) 住民への周知

広報活動としては、本組合の広報紙「広域広報おきたま」(3市5町対象)を年2回発行しており、広域化の記事を掲載した、また、構成市町の広報紙にも掲載を依頼して周知を行い、問合せ先(本組合へ)を記載した。さらに、広域対象構成市町の各消防団、管轄内2警察署、救急指定病院、各市町医師会及び歯科医師会等に説明会を行つた。各市町においては、首長を囲む座談会などで消防広域化についての話題の提供、消防本部でも、繰り返し説明会を行つた。

パブリックコメントについても検討したが実施はしなかつた。

(3) 条例改正及び予算の準備

① 条例改正について

本組合規約を一部変更し、消防事務を新たに追加し、条例及び規則等については、新たに整備した。

火災予防条例等に関しては、広域化までに統一化を図る必要があるため、各消防本部の条例を見直し、修正を行い制定した。

② 予算の準備

消防広域化準備室において、各市町の平成23年度の当初予算ベースで、常備消防費の経常分を予算編成(案)として広域消防準備会議に提示して本組合議会で可決された。

なお、予算策定にあたり、消防庁舎整備、車両更新等の整備は広域初年の24年度予算には計上せず、広域化後に整備計画を策定して推進することとした。

(4) 長及び議員の選任準備

一部事務組合に消防救急業務が共同処理事務として追加されたものであるため、長及び議員の選任準備は必要ななかった。しかしながら、3市5町で構成された一部事務組合に、2市2町の消防広域化が加わったため、新たに消防主幹会議(2市2町防災担当部局)、関係市町理事協議会(2市2町首長会議)が、広域消防の協議会議の場として設置され、議会では、関係市町議員協議会(2市2町本組合議員協議会)が設置された。広域消防の所管は、第2委員会(3市5町の本組合議員委員会)とした。議会の議決については、2市2町が構成する広域消防ではあるが、3市5町からの選出議員での議会となっており複雑である。

長(理事長)の選任については、理事会の互選で選任されている。

議員の選任については、構成市町に委ね、議長、各委員長は任期制としている。

(5) 職員の身分の移管

消防広域化により、各市町職員としての身分から本組合職員としての身分に変わりました。本組合に勤務する職員の身分は、県・市町村職員と同様に地方公務員となり、地方自治法及び地方公務員法等の関係法令にもとづき事務を執行することとなる。

7 広域化による具体的なメリット

(1) 消防体制の強化

消防広域化により、4消防本部を統合し高機能消防指令センター整備を行ったことで、指揮命令を一元化でき、迅速かつ連携のとれた消防活動を展開することができる。

また、広域前には市町境界地域の災害へは、他市町から出動した方が現場到着時間の早い場合もあり、有線等での応援出動要請により対応していましたが、広域後は統一された出動体制を行うため、応援要請を必要とせず直接出動命令を出し対応している。

さらには、大規模災害が発生した場合は、増隊が迅速に行え、住民サービスの向上が図られている。

平成25年7月18日及び22日に発生した局地的な豪雨により、管轄内の南陽市に甚大な被害を及ぼしたが、広域化の効果により、延べ出動車両台数（隊）18隊、出動人員110名で災害対応を行い、床上浸水した自動車学校に取り残された約50名の救助活動も短時間で完了、災害を最小限に食い止めたものと考えている。

地域住民からは、「広域消防となつたことで、早く駆けつけてくれて助かった。」との感謝の声もあった。

(2) 予防業務・救急業務の高度化・専門化

① 予防業務の高度化・専門化

消防本部には日勤勤務者7名、各消防署には当直勤務を兼ねる予防要員を配置し、防火対象物の消防設備設置及び危険物施設設備設置等の種別により、消防本部と各消防署での取扱いを分担し、事務の専門化と効率化を図っている。

② 救急業務の高度化・専門化

救急救命体制の強化として救急出動時、必ず救急救命士1名を乗車する体制の確立をするために、現在の救急救命士有資格者30名を40名以上とする。また、救急隊員の専門課程に入校させるなど、高度化・専門化を図っている。

(3) 高度な装備・資機材の整備

消防救急無線デジタル化整備については、当初、平成26・27年度に計画していたが、国の有利な起債である緊急防災・減災事業を活用し、前倒しして、平成24・25年度で整備を行っている。

同じく、平成25年度には、緊急消防援助隊支援用の資機材搬送車1台、高規格救急自動車1台、水槽付消防ポンプ自動車1台を、国の有利な起債及び県の補助により更新配備した。また、平成26・27年度に計画していた、消防救急車両7台分を平成25年度2次分に申請中

であり、補正予算で対応予定である。

消防庁舎の整備については、平成27年度の高畠消防署の全面改築、平成28年度に米沢消防署の南部出張所・西部出張所を統合して新たな分署の建設、平成31年度～33年度に消防本部及び併設の米沢消防署の整備を計画している。

このようなことから、広域化のスケールメリットを活かした財政計画を立てることができ、高度な消防資機材の整備、消防庁舎の整備等の充実が図られる。

(4) 人事異動・研修等の充実

消防職員個々の専門的な知識、高度な技術、強固な精神力、体力が必要となることから、計画的に消防大学校、県消防学校、救急救命士養成所等に入校するとともに研修教育を重ね、職員の資質向上を推進している。

消防職員に対して、計画的な人材育成を推進し、適材適所の人員配置により組織体制の充実を図る。なお、平成25年度の人事で約20%の異動を行った。

8 新体制移行後の課題等

(1) 一部事務組合の運営

- ① 職員関係、議会関係、財政関係、施設整備等の業務については、本組合事務局総務課と分担して業務執行しているが、構成市町との調整、会議開催の増加など、説明を行い理解していただくことが大変となり、事務量が多く計画的な取組みが重要となる。
- ② 現場職員の高度化・専門化を図ることが重要であるが、事務部局の職員の固定化が懸念される。
- ③ 消防団及び消防水利業務については、一定のルールを決めて構成市町と広域消防が分担して業務を行っているが、各市町の消防団行事、慣例等が違い、広域消防としての対応が難しい。

(2) 給与調整、退職手当調整等

広域前に消防職員に対して、広域後7年を目途で給与格差を是正することとしており、職員からの疑問、質問等に対しては、現在調整を進めている旨を丁寧に説明して理解を得ている。調整に大きな問題はない。